

福井地区のタクシー運賃改定「必要」と判断

令和7年12月から令和8年2月にかけて、福井地区の法人タクシー事業者からタクシー運賃改定要請（申請）があり、公定幅運賃変更要請（運賃変更認可申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、福井地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の検討にあたって、運賃改定要請（申請）を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度（令和6年4月～令和7年3月）の収入及び原価などにより収支率を算定、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判定したものです。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

記

1. 運賃改定要請（申請）受付期間

令和7年12月22日～令和8年3月23日

2. 運賃改定要請（申請）状況

- | | |
|-----------------|--------------------|
| （1）申請事業者数 | 20者（地区法人事業者数 45者） |
| （2）要請（申請）事業者車両数 | 593両（地区法人車両数 796両） |
| （3）要請（申請）率 | 74.50% |

3. 運賃改定要請（申請）の内容（普通車距離制運賃抜粋）

（1）初乗運賃 1.0～1.1 km 650～700 円

※現行上限運賃 1.1 km 620 円

（2）加算運賃 80～246m 100～150 円

※現行上限運賃 252m 100 円

【参考】

■標準能率事業者の選定基準

- ・次の基準に該当する者を除いた者を標準能率事業者とする

1. 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者（5両以下）
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度（1年間）の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を営む事業者にあつては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない事業者
- (6) 料金について標準的なものと大幅に異なるものを設定している事業者
- (7) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者

2. サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値と比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者

3. 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
- (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性（従業員1人当り営業収入）の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者

連絡先

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保、竹中

TEL 052-952-8036